

受託報酬規定

月平均の 従業員数	月額顧問料			給与・賞与 計算(月1回) 月額受託料	人事・ 労務管理 相談料	就業規則・ 改善基準等 指導・作成・ 変更・届出	新規手続報酬		
	労災・雇用	社会保険	労保・社保				労災・雇用	社会保険	労保・社保
1~2	5,000円 (5,250)	5,000円 (5,250)	10,000円 (10,500)	初期設定料 25,000円 (26,250) 10人まで人数 に関係なく 月額基本料 10,000円 (10,500) 11人以上20人 まで1人1,000 円(1,050) 21人以上1人 800円(840) 賞与計算は別 途、内容は同 じ	1時間当たり 4,000円 (4,200)	100,000円~ 別途協議 (105,000) 改善基準の チェック 10,000円~ (10,500)	20,000円 (21,000)	20,000円 (21,000)	40,000円 (42,000)
3~4	6,000円 (6,300)	6,000円 (6,300)	12,000円 (12,600)				21,000円 (22,050)	21,000円 (22,050)	42,000円 (44,100)
5~7	7,000円 (7,350)	7,000円 (7,350)	14,000円 (14,700)				23,000円 (24,150)	23,000円 (24,150)	46,000円 (48,300)
8~11	9,000円 (9,450)	9,000円 (9,450)	18,000円 (18,900)				24,000円 (25,200)	24,000円 (25,200)	48,000円 (50,400)
12~15	11,000円 (11,550)	11,000円 (11,550)	22,000円 (23,100)				25,000円 (26,250)	25,000円 (26,250)	50,000円 (52,500)
16~19	13,000円 (13,650)	13,000円 (13,650)	26,000円 (27,300)				30,000円 (31,500)	30,000円 (31,500)	60,000円 (63,000)
20~25	15,000円 (15,750)	15,000円 (15,750)	30,000円 (31,500)						
26~29	18,000円 (18,900)	18,000円 (18,900)	36,000円 (37,800)						
30~35	20,000円 (21,000)	20,000円 (21,000)	40,000円 (42,000)						
36~40	23,000円 (24,150)	23,000円 (24,150)	46,000円 (48,300)						
41~50	25,000円 (26,250)	25,000円 (26,250)	50,000円 (52,500)						
51~60	30,000円 (31,500)	30,000円 (31,500)	60,000円 (63,000)						
61~70	35,000円 (36,750)	35,000円 (36,750)	70,000円 (73,500)						
71~80	40,000円 (42,000)	40,000円 (42,000)	80,000円 (84,000)						
81~90	45,000円 (47,250)	45,000円 (47,250)	90,000円 (94,500)						
91~100	50,000円 (52,500)	50,000円 (52,500)	100,000円 (105,000)						
101~	別途協議								
人数不問	メールde顧問 質問等月5回まで		4,600円 (4,830)						

<保険料算定・申告>

・社会保険算定基礎届

別途、社会保険委託報酬の1か月分とします。

・労働保険概算・確定申告

別途、労働保険委託報酬の1か月分とします。

<給与・賞与計算受託料>

・勤怠管理は含みません。賞与は別途同額です。

・年末調整は、別途料金(@2,400円/人)とします。

<行政機関の立会等報酬>

・依頼者と相談の上協議します。

30分間当たり 5,000円 (5,250)

<事業主様に支給される各種助成金申請等>

助成金等の内容により、その都度協議します。

原則、受給金額の20%(税別)

報酬は、協議のうえ決定いたします。表示された報酬のカッコ内は消費税が含まれています。

光労務協会の月会費(税込)

入会金 10,000円

01-02人以下 2,000円 (建設業4割増)

03-04人以下 3,000円 (同上)

05-07人以下 4,000円 (同上)

08-11人以下 5,000円 (同上)

12-15人以下 6,000円 (同上)

16人以上 7,000円から (同上)

* 年度更新時、別途1か月分が必要です

* 社労士顧問契約または委託変更の場合、入会金は免除です

* 社労士顧問契約の場合、上記の月会費は、労災・雇用の月額

顧問料に含まれます

* 特別加入費 840円(加入者1人当たり、2人目以降半額)

平成20年7月1日現在